「文化が活きる京都の推進に関する条例に基づく基本的な指針」の

中間案に対する御意見をお寄せください。

国においては、文化庁の京都移転、「文化芸術推進基本計画（第２期）」が策定されるなど、文化芸術活動を取り巻く社会情勢は大きく変化しています。京都の文化を将来にわたり継承するとともに、新たな文化の価値の創造につながる施策に総合的に取り組むため、文化が活きる京都の推進に関する条例に基づく基本的な指針の策定に向けて検討を進めており、この度、その中間案をとりまとめました。

**この中間案について、府民の皆様の御意見や御提案を募集いたします。**

お寄せいただいた御意見につきましては、京都府の考え方を整理した上で公表することとしております。

なお、個々の御意見には直接回答いたしかねますので、あらかじめ御了承ください。

|  |
| --- |
| １　募集期間 　 令和７年３月１４日（金）　から　令和７年４月４日（金）まで２　意見提出　　　　（２）から（４）の場合は、別添様式により御提出ください。1. 意見提出フォームによる提出

 （２）メールによる提出　　　　　　　　　 　　 送付先：bunsei@pref.kyoto.lg.jp　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（３）ＦＡＸによる提出　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 送信先：京都府文化生活部文化政策室政策推進係**意見提出フォーム** ＦＡＸ番号：０７５－４１４－４２２３　　　　　　（４）郵送による提出（消印有効）　　　　 〒６０２－８５７０（※府庁専用郵便番号のため住所の記載は不要です。）　　　　 京都府文化生活部文化政策室政策推進係　３　留意事項　　　・提出いただいた御意見等の内容を確認させていただく場合がありますので、差し支えなければ、御氏名、お住まいの市町村、電話番号を御記入願います。　　　　　(提出された方への問合せのみに使用し、公表はいたしません。)　 　・お電話による御意見提出は、御遠慮願います。・各種資料については、下記京都府HPにも掲載しております。QR_449931 　　（URL：https://www.pref.kyoto.jp/bunsei/2025pabukome.html）４　問い合わせ先京都府 文化生活部 文化政策室電話番号：０７５－４１４－５１６６E－mail ：bunsei@pref.kyoto.lg.jp　　　 |

「文化が活きる京都の推進に関する条例に基づく基本的な指針」の

中間案に対する御意見記入用紙

　「文化が活きる京都の推進に関する条例に基づく基本的な指針」の中間案に対する御意見や御提案などについて、自由に御記入ください。

　また、御指摘の箇所を的確に把握するため、中間案の何ページ・何行目の記載に関する御意見かを記入いただけますと幸いです。

|  |
| --- |
| 「文化が活きる京都の推進に関する条例に基づく基本的な指針」の中間案（　　　　）ページ（　　　　）行目の（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）について |
|  |
|  |
|  |
|  |
|  |
|  |
|  |

※差し支えなければ、御氏名（又は御所属）、お住い（又は所在）の市町村、電話番号を御記入下さい。

|  |  |
| --- | --- |
| 御氏名（又は御所属） |  |
| 住　所（又は所在地）の市町村 | 市・町・村 | 電話番号 |  |

　御意見をお寄せいただき、誠にありがとうございました。